

広島県告示第六十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によつて、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和八年一月二十九日

広島県知事 横田美香

告示番号	所在地	土砂災害警戒区域	区域の名称	区域の名称
令和七年広島県告示第二百一号	広島県廿日市市大野地内		青葉台A（八八八）	急傾斜地の崩壊の自因の土然と発砂種現な生災類象る原害
		土砂災害特別警戒区域	青葉台A（八八八）	急傾斜地の崩壊の自因の土然と発砂種現な生災類象る原害